

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②のうち、平成6年1月1日から8年10月1日までの期間及び10年9月1日から16年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、6年1月から同年10月までは24万円、同年11月から8年9月までは22万円、10年9月から16年6月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②のうち、平成16年7月1日から23年1月1日までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16年7月及び同年8月は24万円、同年9月から22年12月までは20万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年7月から17年8月までは32万円、同年9月から18年11月までは30万円、同年12月から22年8月までは32万円、同年9月から同年12月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月26日から平成8年10月1日まで
② 平成10年9月1日から23年1月1日まで
③ 平成15年8月
④ 平成15年12月
⑤ 平成16年8月
⑥ 平成16年12月

- ⑦ 平成 17 年 8 月
- ⑧ 平成 17 年 12 月
- ⑨ 平成 18 年 8 月
- ⑩ 平成 18 年 12 月
- ⑪ 平成 19 年 8 月
- ⑫ 平成 19 年 12 月
- ⑬ 平成 20 年 8 月
- ⑭ 平成 20 年 12 月
- ⑮ 平成 21 年 8 月
- ⑯ 平成 21 年 12 月
- ⑰ 平成 22 年 8 月
- ⑱ 平成 22 年 12 月

A社に勤務している期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間③から⑱までの標準賞与額の記録が無いので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成6年1月、同年7月、同年12月、7年8月から8年9月まで及び10年9月から16年6月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、6年1月及び同年7月は24万円、同年12月及び7年8月から8年9月までは22万円、10年9月から16年6月までは32万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成6年2月から同年6月まで、同年8月から同年11月まで及び7年1月から同年7月までの期間について、申立人及びA社は、報酬額及び保険料控除額が確認できる給料支払明細書等の資料を保有していないところ、当該期間の前後の月における保険料控除額は一定であり、報酬額については標準報酬月額32万円の範囲内であることが確認できることから判断すると、当該期間においても前後の月と同額の保険料が控除され、標準報酬月額32万円の範囲内の報酬額が支払われていたと認められることから、6年2月から同年6月まで及び同年8月から同年10月までは24万円、同年11月及び7年1月から同年7月までは22万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②のうち、平成16年7月から22年12月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、16年7月及び同年8月は24万円、同年

9月から22年12月までは20万円と記録されていたが、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の25年2月8日付けで34万円に訂正されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額も訂正前の16年7月及び同年8月は24万円、同年9月から22年12月までは20万円とされている。

しかしながら、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、当初記録されていた標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高いことから、当該期間の標準報酬月額を、平成16年7月から17年8月までは32万円、同年9月から18年11月までは30万円、同年12月から22年8月までは32万円、同年9月から同年12月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立てに係る報酬月額の届出を誤って行い、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、昭和51年4月から平成5年12月までの期間について、申立人は、給料支払明細書等の資料を保有しておらず、また、A社も、申立人に係る賃金台帳等の資料を保有していないと供述していることから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立人は、申立期間③から⑯までの標準賞与額について申し立てしているが、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された申立期間③から⑭まで及び申立期間⑯から⑰までに係る賞与支払明細書により、申立人は、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間⑮に係る賞与支払明細書を保有しておらず、当該期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないところ、申立人に係る平成21年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額に当該賞与に係る厚生年金保険料は含まれていないことが認められる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、

申立期間③から⑱までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与を受け取ったことは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る健康保険被保険者標準賞与決定通知書、B健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険被保険者賞与支払届、申立人の取引銀行から提出された預金元帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記標準賞与決定通知書等において確認又は推認できる保険料控除額及び賞与額から、19万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成10年4月1日、資格喪失日が同年11月16日とされ、当該期間のうち、同年4月1日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支社における資格取得日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から同年5月1日まで

A社C支社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。B社は社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年4月1日、資格喪失日が同年11月16日とされ、当該期間のうち、同年4月1日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、平成10年4月1日からA社C支社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和20年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてB営業所C出張所から同営業所に異動したが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(A社B営業所C出張所から同社同営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、A社B営業所C出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社同営業所同出張所における資格喪失日は昭和20年11月1日とされ、備考欄に「Bへ轉勤」と記載されていることから判断すると、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和20年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成9年2月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月21日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において親会社であるB社への出向による異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管している社員カードにおける在職履歴から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務（平成9年2月1日に同社からB社に異動）していたことが認められる。

また、C企業年金基金が保管していた申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失届及び同取得届によると、A社における資格喪失日及びB社における資格取得日は、いずれも平成9年2月1日とされている。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金基金、厚生年金保険及び健康保険に係る届出において複写式の様式を使用していたとしているところ、同社が保管していた当時の当該届出書（原紙）からも複写式であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成9年2月1日にA社において被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失届の記録から、47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和59年10月1日であると認められることから、申立期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社の関連会社であるC社からA社への出向による異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している社員台帳及びB社から提出された申立人の採用に係る決裁書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務（昭和59年10月1日にC社からA社に異動）していたことが認められる。

また、A社が加入していたD健康保険組合から提出された適用台帳によると、申立人の同社における資格取得日は昭和59年10月1日とされている。

一方、D健康保険組合は、申立期間当時、A社は、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合への届出において複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和59年10月1日にA社において被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年11月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 28 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間においても賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人が保有している賃金台帳（賞与）並びに申立人から提出された平成 18 年 6 月分の賞与明細書及び普通預金通帳並びに同社からの賞与支払日についての回答から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月21日から42年1月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間において同社に継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社における申立人の上司及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和41年12月21日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 64 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 10 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A組合は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合から提出された給与表により、申立人は、申立期間に同組合から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、64 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 55 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 10 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A組合は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合から提出された給与表により、申立人は、申立期間に同組合から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与表において確認できる賞与額から、55 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当

該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

関東東京国民年金 事案 13858 (事案 13468 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年3月までの期間及び50年4月から56年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から49年3月まで
② 昭和50年4月から56年9月まで

私は、元妻と婚姻していた期間(昭和49年7月から51年4月まで)を除く申立期間の国民年金保険料を、市役所から実家に送付された納付書により納付し、婚姻していた期間については、元妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。

前回の申立てで納付記録の訂正は認められなかったが、今回、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す新たな資料として、A金融機関が発行した普通預金取引明細を提出する。当該資料に「コツコキン」あるいは「コクコキン」の名目で3回の入金があり、これらの入金は申立期間の保険料を重複納付したために過納金が還付されたことを示しており、最初に納付した保険料の納付記録は市役所で消されたと思われるので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の一つ目の国民年金手帳記号番号は昭和49年11月に払い出されており、当該払出前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないこと、申立期間②に係る申立てについては、i) 婚姻期間中に夫婦の保険料を納付していたとする元妻は、申立期間②のうち、50年4月から51年4月までの期間の保険料が未納であること、ii) 申立人の住民票によると、申立人が実家のある市に再度住民登録を行った日は、申立期間②直後の56年10月1日であることが確認できることから、それまでは実家のある市から申立人に納付書は送付されることはなく、保険料を納付することができなかつたと考えられる上、実家のある市ではなく婚姻期間中に居住していたとする市において管理されている上記手帳記号番号に係る年度別納付状況リストでは、申立人は不在被保険者と記録されていることから、申立人に納付書が届いていたとは考え難いこと、iii) 申立人の二つ目の国民年金手帳記

号番号は 57 年 5 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間②の大半は時効により保険料を納付することができない期間であることなどを理由として、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 24 年 9 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として提出した普通預金取引明細に「コツコキン」あるいは「コクコキン」の名目で 3 回の入金があり、このうち 1 回の入金は国民年金保険料に係る還付金であると確認されていること、及び入金名目が「コクゼイキャンプキン」ではなく「コツコキン」あるいは「コクコキン」となっていることから、これら 3 回の入金は国民年金保険料に係る還付金であり、申立期間の国民年金保険料を重複納付したために過納金が還付されたことを示していると主張している。

しかしながら、当該取引明細を発行した A 金融機関によれば、「コツコキン」あるいは「コクコキン」は必ずしも国民年金保険料に係る還付金を示すものとは言えないとしているところ、当該取引明細にある昭和 60 年 7 月 12 日の「コツコキン」名目の入金については、還付整理簿の記載から申立期間外の 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料に係る還付金であることが確認でき、また、59 年 4 月 6 日の「コクコキン」名目の入金及び 60 年 4 月 18 日の「コツコキン」名目の入金については、還付整理簿に当該入金に係る還付の記載が無いことから、申立人の主張する国民年金保険料に係る還付金とは考えられない。

そのほかに年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から55年5月まで
私は、昭和55年7月に結婚するまで国民年金保険料を納付していなかったが、結婚を契機に妻が申立期間の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年7月の結婚を契機に妻が申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から57年8月に妻と10番違いで払い出されていることが確認でき、同年同月時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を一括納付したとする妻から聴取することができない上、申立人は、申立期間の保険料納付に関与していないとしていることから、申立期間の保険料納付の状況は不明である。

そのほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から48年10月まで
私は、昭和43年*月か*月頃に友人と同時に国民年金に加入し、自治会の集金により申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年*月又は同年*月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自治会の集金により納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金の被保険者資格取得に係るオンライン記録上の入力処理日から61年6月頃に払い出されたと推認でき、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は国民年金に未加入であるため、申立期間の保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年9月までの期間、8年8月から9年10月までの期間及び15年7月から16年4月までの期間の国民年金保険料については、免除され、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月から同年9月まで
② 平成8年8月から9年10月まで
③ 平成15年7月から16年4月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、勤務していた会社を退職する都度、区出張所で免除申請を行っていた。その後、それらの申請免除期間の保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた会社を退職する都度、国民年金保険料の免除申請を行い、その後、それらの申請免除期間の保険料を追納したと思うとしているが、申立期間の国民年金の被保険者資格取得及び同喪失の記録は、厚生年金保険記号番号に基づき付番された基礎年金番号により管理されており、当該資格記録は申立期間より後の平成17年2月21日に入力処理されていることがオンライン記録で確認でき、当該処理時点では、申立期間の保険料の免除申請をすることはできず、当該期間は申請免除期間とならないことから保険料を追納することはできない。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を免除され、追納していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を免除され、追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除され、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月

私は、昭和60年7月に会社を退職し、同年8月に国民年金の加入手続を区出張所で行い、その場で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年8月に国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得に係るオンライン記録上の入力処理日から、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の平成6年6月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳とは別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月2日から56年2月9日まで
A社(合併後は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の所得税の確定申告書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「当時の資料は無く、当時の事務担当者も退職しているため、申立人の在籍、届出、保険料控除及び納付については不明である。」と回答しており、また、申立期間当時のA社の事業主及び経理・社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認でき住所が判明した15人に照会したところ、申立人を知っていると回答した6人全員が申立人は社員ではなく同社の顧問C職であった旨回答している。

また、申立人は、昭和53年分から56年分までの所得税の確定申告書の所得の内訳書におけるA社に係る収入金額は、給与所得である旨主張しているところ、当該金額は、同申告書(一面)の給与所得欄には計上されておらず、その他の事業所得欄(C職報酬)に計上されていることが確認できる上、当該確定申告書(二面)の社会保険料控除欄に記載された厚生年金保険料額は、同申告書の所得の内訳書に記載されたA社に係る収入金額から算出した厚生年金保険料額と比較すると、いずれの年においても極めて低額であることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、A社は政府管掌健康保険の適用事業所であることが確認できるところ、申立人が経営するD事務所が加入するE健康保険組合(申立期間当時は、F健康保険組合)は、「申立人は同事務所における被保険者資格を昭和53年1月9日に取得し、平成16年4月1日に喪失している。」と回答しており、申立人

は、申立期間に同健康保険組合に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月31日から同年2月1日まで
A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事務所には平成10年1月31日まで勤務し、同年1月分の給料支払明細書において1か月分の給与を100%支給され、かつ、厚生年金保険料を控除されていることが確認できるにもかかわらず、年金記録に反映されていない。給料支払明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、A事務所に在籍していたことは確認できる。

また、申立人から提出された平成10年1月分の給料支払明細書において、1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A事務所の所長は、保険料控除方法は翌月控除であり、給料支払明細書における厚生年金保険料は前月分の保険料である旨回答している。

また、A事務所に係るオンライン記録から、複数の従業員に照会を行なったところ、回答のあった従業員の一人は、「就職した月の給与において厚生年金保険料の控除は無かった。」と回答している。

これらのことから判断すると、上記平成10年1月分の給料支払明細書で確認できる1か月分の厚生年金保険料の控除は、9年12月分の厚生年金保険料であると推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から同年4月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。親戚の紹介で同社に入職し、申立期間も勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人に係るA社の人事記録から、申立人は、申立期間も同社に勤務していたとしている。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る上記人事記録では、昭和36年2月1日付けで「調理師試を命ず(日給562円)」と記載されており、また、同年4月1日付けで「技能労務職D等級12号俸を給する」と記載されていることが確認でき、これらについて、同社は、「申立人については、人事記録からも明らかなように、同年2月1日から同年4月1日までは、日給制の試用期間である。A社では、試用期間については、厚生年金保険等の社会保険に加入させておらず、厚生年金保険料等の社会保険料を控除することはなかったはずである。」と供述している。

また、雇用保険の記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、同社において試用期間が終了した昭和36年4月1日に雇用保険、健康保険及び厚生年金保険それぞれの被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、昭和36年に被保険者資格を取得している申立人を除く従業員のうち、雇用保険の加入記録が判明した4人についても厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間に、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月13日から34年5月18日まで
② 昭和34年10月16日から35年5月19日まで

A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②における厚生年金保険の加入記録が無い。A社では、年金記録において厚生年金保険の被保険者となっている昭和32年2月2日から33年4月13日までの期間は勤務しておらず、申立期間①において勤務していたので、申立期間①が同社の厚生年金保険の被保険者期間となるよう訂正してほしい。B社では、1年契約で勤務していたところ、年金記録では被保険者記録が5か月のみであるので、申立期間②の7か月についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、オンライン記録では、昭和35年8月9日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明のため、同社及び事業主から申立人の当該期間に係る勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①に勤務していたことが確認でき、連絡先の判明した従業員5人に申立人の勤務及び同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、3人から回答があったものの、いずれの者も申立人を記憶しておらず、同社の厚生年金保険の取扱いについても不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、A社には、C社を昭和32年に退職後、1年間失業保険を受給してから勤務したので、オンライン記録においてA社の被保険者となっている同年2月2日から33年4月13日までの期間については、同社で勤務しておらず、同社には申立期間①において勤務していたことから、当該オンライン記録は誤りであり、訂正してほしいと主張している。

しかしながら、申立人のC社に係る雇用保険の被保険者記録及び失業保険受給記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人がA社において資格取得した際の記号番号は、昭和32年4月6日に払い出されていることが確認できるとともに、当該払出簿において、連番で払い出された申立人を含む同社の従業員5人のうち、同年10月の定時決定前に資格喪失した二人を除き、申立人を含む3人は、同年10月の定時決定において標準報酬月額が記録されていること、また、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社では、同年6月4日に健康保険証の更新が行われており、申立人の欄にも「32更」の印が押されているため、申立人も当該更新を受けていることが確認できることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録に不自然な点は見当たらず、当該記録が誤りであるとは認められない。

2 申立期間②については、B社は、オンライン記録では、昭和42年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、同社及び事業主から、申立人の当該期間に係る勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同じ昭和34年5月に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員123人のうち、連絡先が判明した30人に、申立人の勤務及び同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、19人から回答があったが、申立人を記憶していた従業員は一人のみであり、同人は、申立人とは勤務場所が異なっていたため、申立人の勤務期間については不明と回答していることから、申立期間②に係る申立人の勤務について確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から32年1月末日まで
A社に勤務し、清涼飲料水の製造及び配達の仕事をしていた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和34年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、上記被保険者名簿によると、昭和37年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡しているため、同社及び事業主から、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、上記被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年12月1日に被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ、連絡先の判明した従業員4人に照会したところ、3人から回答があったものの、いずれの者も申立人を記憶しておらず、同社における申立人の勤務状況について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間については、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年6月30日までA社に勤務していたと申し立てているが、同社から提出された申立人に係る揭示辞令（通達）により、同年6月29日付けで同社を「依願解傭」となっていることが確認できる。これについて、同社は、「申立人は、揭示辞令（通達）からも明らかのように、昭和48年6月29日に退職しており、当該月は厚生年金保険の被保険者とはならないことから、申立人の給与から当該月の厚生年金保険料を控除しているはずはない。」としている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間において被保険者記録が確認できる従業員5人の中に申立人のことを記憶している者は二人確認できたが、申立人の退職日に関しての記憶は無いとしており、申立人の申立期間における勤務が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24767 (事案 5588 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月24日から33年7月20日まで
② 昭和46年2月1日から47年3月1日まで
③ 平成5年11月30日から7年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録訂正を行うことができない旨の通知があった。しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社に勤務していた期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。休まず勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、A社の従業員及び同僚の供述により、申立人が、当該期間においても同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A社は自分の父が経営する会社であり、当該期間の途中から同社の経理・給与計算業務を担当したと供述している上、申立人の父である事業主が、何の理由も無く、昭和32年9月24日に申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失させ、33年7月20日に再度資格を取得させる手続を行ったとは考え難いことから、既に年金記録確認D地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年12月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことは確かであることから、記録訂正が認められないのは納得できないと主張しているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、同社における資格喪失日は昭和32

年9月24日であることが確認できる上、当該資格喪失日は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致しており、申立人の当該主張は、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料や情報は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについて、申立人の複数の部下は、申立人は当該期間及びその前後の期間において、B社に経理課長として勤務していたとしている。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和46年1月31日にB社を離職した後、47年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合しており、また、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録がある申立人の複数の部下についても、雇用保険の加入記録と一致している上、当時の事業主は、申立人は社会保険事務を担当していたので、当時の状況を知っているはずであると供述していることから、平成21年12月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことは確かであるため納得できないと主張しているが、申立人の当該主張は、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料や情報は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、休むことなくC社に勤務していたとしているところ、オンライン記録によると、同社は、平成5年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、7年4月1日に再度適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていない。

また、複数の従業員は、申立人は代表取締役として勤務し、社会保険手続等を行っていた旨供述している上、C社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、昭和63年4月30日に代表取締役を退任したことが確認できることから、当該登記は平成7年12月27日付けで行われており、退任日から登記日までに申立人に替わる代表取締役は登記されておらず、申立人は、当該期間においても同社の代表取締役として社会保険手続に関与していたと認められることから、申立人は、当該期間において同社が厚生年金保険の適用事業所でなかったことを認識していなかったとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月25日から43年4月21日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚及び申立期間にA社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる計22人に照会したところ、16人から回答があり、申立人を記憶していた7人のうちの一人は、自身が退社した昭和42年9月には申立人は在籍していた旨回答していることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業・法人登記簿謄本により解散が確認できる上、申立期間当時の代表取締役も死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、申立人を記憶していた上記7人のうち、解散時の事業主で代表取締役であった申立期間当時の同僚は、「申立人の勤務形態については正社員で入社し子供が生まれてからパートで勤めたと思う。」と回答している上、他の一人は申立人の申立期間の勤務時間について、「小さい子供がいて、勤務時間は一定でなかったように記憶している。」と回答している。

さらに、上記7人から申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の昭和41年7月25日の資格喪失時に健康保険証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 28 日から 14 年 11 月 30 日まで
A社に再入社した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は平成 14 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

また、当時の人事担当であった者は、厚生年金保険と雇用保険の手続は同時に行っていた旨供述しているところ、申立人の申立期間前のA社における厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の加入記録は符合している上、雇用保険の加入記録が確認できる複数の従業員は全員が厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる一方、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、上記人事担当者及び複数の従業員は、A社では勤務形態等により厚生年金保険に加入しない者がいた旨供述している。

加えて、申立人は、申立期間のうち平成 13 年 2 月 28 日から同年 8 月 10 日まで国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月1日から56年12月10日までの期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和56年12月11日から57年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から57年1月1日まで
A医院(後に、B法人)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年5月1日から56年12月10日までの期間について、申立人の供述、公共職業安定所の回答及びB法人に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、A医院を開設した個人事業主であったことが認められる。

しかし、厚生年金保険法上、同保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られており、個人事業主は被保険者となることができないことから、A医院の個人事業主であった申立人は、当該期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、申立人は、A医院がC共済に加入するためには事業主が厚生年金保険の被保険者となる必要があったと主張しているが、同共済事業本部は、同共済への加入に当たり、厚生年金保険の被保険者であるか否かは問わない旨回答している。

さらに、申立人は、A医院を開設後は政府管掌健康保険に加入していたと主張しているが、D国民健康保険組合から提出された被保険者台帳によると、申立人は、同組合において昭和45年5月1日に資格取得し、57年4月17日に資格喪失したことが記録されていることから、当該期間は同組合の被保険者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、昭和56年12月11日から57年1月1日までの期間について、B法人に係る商業・法人登記簿謄本によると、同法人の成立年月日は56年12月11日であることが確認できる。

しかし、年金手帳番号払出簿によると、申立人の年金手帳番号は昭和57年1月19日に払い出されたことが記録されている上、資格取得日は同年1月1日と記録され、オンライン記録と一致している。

また、事業主であった申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで
申立期間にA社からB社へ転勤したが、同一企業内の転勤であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の回答から、申立人は、昭和 52 年 6 月 21 日にA社からB社に移籍し、申立期間においては、B社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 52 年 7 月 1 日であることから、同社は申立期間に適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、申立期間が空白期間となっている7人（申立人を含む。）について、B社に移籍時の身分及び厚生年金保険の取扱いは同じである旨供述しているところ、そのうち一人が保有する給与明細表から、申立期間の保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社及びB社は、申立人の申立期間に係る保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。